

流山市FMワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 ファシリティマネジメント（以下「FM」という。）推進に関して、各種FM施策の企画立案、試行等を行うため、流山市FM推進委員会（以下「推進委員会」という。）の下部組織として、流山市FMワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 WGの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) FM施策の企画、立案、試行に関すること。
- (2) FMに関する情報を収集すること。
- (3) FMに関するノウハウを習得すること。
- (4) FMの庁内啓発に関すること。
- (5) その他FMに関すること。

2 WGの活動状況は、随時、流山市FM戦略会議及び推進委員会に報告する。

(組織)

第3条 WGはリーダー及びメンバーをもって組織する。

2 リーダーは、財産活用課から選任された職員とする。

3 メンバーは、別表1に定める課から選任された者及び自薦・他薦による者とする。

(リーダー及び職務代理)

第4条 リーダーは、会務を総理し、WGを代表する。

2 リーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめリーダーが指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 WGは、財産活用課長が招集する。

2 議事の進行は、リーダーが行う。

3 リーダーは、必要に応じてメンバー以外の者の出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 WGの事務局は、財産活用課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(別表1) WGメンバー選任対象課

企画政策課	環境政策課
行政改革推進課	建築住宅課
財産活用課	教育総務課
財政調整課	